



災害時に備えたアマチュア無線機器の円滑な運用に関する協定（以下「協定」という。）第5条第1項に基づき、以下の細目を定める。

- 1 協定第1条に基づき、港北区が横浜市アマチュア無線非常通信協力会港北支部（以下「港北支部」という。）に協力を求める場合とは、協定第2条第3項で定める事項に該当する場合のほか、「災害非常無線通信の協力に関する協定」に基づき港北区長が区警戒本部又は区災害対策本部を設置した場合に、港北支部は災害時の情報収集及び伝達等において港北区に協力する。
- 2 協定第2条の要請に基づく協力及び「災害非常無線通信の協力に関する協定」に関し、港北区長は、必要に応じて、次の内容の災害非常無線通信等に関する協力員証を交付し円滑な運営を図る。

表

裏

No. _____	
災害非常無線通信等に関する協力員証	
写  真	団体名 _____
	氏 名 _____
	生年月日 _____
平成 年 月 日発行 横浜市港北区長 ㊟	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港北区長からの要請に基づき、災害時及び災害に備えた活動の際に、本証を提示する者は、区施設への立ち入りを許可します。</li> <li>・ 各施設長にあっては、港北区からの要請に基づく活動ですので、本証を提示する者の施設への立ち入りを許可願います。</li> <li>・ 本証の有効期限は平成20年5月31日迄とする。</li> <li>・ 連絡先 港北区総務課 045-540-2206</li> </ul>
---

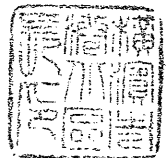
- 3 交付された災害非常無線通信等に関する協力員証は、次の場合に返還しなければならない。
  - (1) 有効期限を経過したもの
  - (2) 港北支部を退会した場合
  - (3) 協定の効力を失した場合
  - (4) その他、協力員としてふさわしくない非行等があり区役所から返還を求められた場合
- 4 協定第3条に基づく協力要請の手続きは、港北区総務課庶務係から港北支部支部長及び事務局へ文書又は口頭で行う。
- 5 港北支部は、毎年度総会終了後、役員・会員について、区役所総務課庶務係へ報告する。また、役員・会員の変更があった場合は、その都度報告する。
- 6 この細目は平成17年4月17日から効力を発生する。

この細目の制定の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通保有する。

平成17年4月17日

横浜市港北区

港北区長 石 阪 丈 一



横浜市アマチュア無線  
非常通信協力会港北支部

支部長 今 野 和 夫



[参 考]

区警戒本部及び区災害対策本部の設置基準

	震 災 時	風 水 害 時
区警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総務局長が地震防災対策強化地域判定会の召集情報の伝達又は報道に接したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 横浜地方気象台から市域を対象とする大雨、洪水、暴風に関する気象警報が発表されたとき</li> <li>② 河川の流域区において、その河川を対象とする待機又は準備の水防警報が発表されたとき</li> <li>③ 区域に風水害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたとき</li> </ul>
区災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」が出されたとき</li> <li>② 市域において震度5（弱）の地震（横浜地方気象台発表）が発生したとき</li> <li>③ 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき この場合は、市本部の設置の有無にかかわらず必要と認めるときは、区本部を設置することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市本部が設置されたとき</li> <li>② 河川の流域区において、その河川を対象とする出動又は指示の水防警報が発令されたとき</li> <li>③ 区域において、総合的な災害応急対策を実施する必要があると認められる規模の風水害による被害が生じたとき</li> <li>④ 区域において河川の決壊もしくは氾濫が生じたとき</li> <li>⑤ その他災害応急対策を実施するうえで、区本部を設置する必要があると認められるとき</li> </ul>